

## 甲斐田万智子

かいだ まちこ（国際子ども権利センター代表理事）

（特活）国際子ども権利センター代表理事。立教大学、桜美林大学非常勤講師。インドにおける児童労働やカンボジアにおける子どもの人身売買・性的搾取の問題に対して、子どもの権利基盤型アプローチ・子ども参加によって取り組む。編著『わたしの人権みんなの人権（5）立ち上がる世界の子どもたち』（ボブラ社）など。

2000年、国連子ども特別総会で子どもたちは「わたしたち子どもにふさわしい世界は暴力や搾取のない世界」と世界に向けて発信しました。しかし、その後、わたしたちは「子どもに対する暴力」がない世界を築くためにどれだけのことを成し遂げることができたでしょうか。

2006年10月11日国連総会で、「子どもに対する暴力」の調査報告書が発表されました（注1）。これは、国連子どもの権利委員会の要請を受けて、国連事務総長が任命したこの問題の専門家パウロ・セルジオ・ピニエイロ教授によつて、2003年から実施された調査の報告です。この調査には、国や地域レベルでの調査やワーキンググループ、アンケート回答に世界中から子どもや青少年、国連機関、NGO、政府機関、研究者、ジャーナリストや活動家など数千人が参加しました。報告書は子どもに対する暴力が、すべての国、すべての社会で起こっているということを結論付けていますが、特に、1家庭、2学校など教育の場、3孤児院や法に触れた子どもたちの施設、4働く場、5地域や路上の5つの場における「子どもに対する暴力」に

2002年、国連子ども特別総会で子どもたちは「わたしたち子どもにふさわしい世界は暴力や搾取のない世界」と世界に向けて発信しました。しかし、その後、わたしたちは「子どもに対する暴力」がない世界を築くためにどれだけのことを成し遂げることができたでしょうか。

2006年10月11日国連総会で、「子どもに対する暴力」の調査報告書が発表されました（注1）。これは、国連子どもの権利委員会の要請を受けて、国連事務総長が任命したこの問題の専門家パウロ・セルジオ・ピニエイロ教授によつて、2003年から実施された調査の報告です。この調査には、国や地域レベルでの調査やワーキンググループ、アンケート回答に世界中から子どもや青少年、国連機関、NGO、政府機関、研究者、ジャーナリストや活動家など数千人が参加しました。報告書は子どもに対する暴力が、すべての国、すべての社会で起こっているということを結論付けていますが、特に、1家庭、2学校など教育の場、3孤児院や法に触れた子どもたちの施設、4働く場、5地域や路上の5つの場における「子どもに対する暴力」に

焦点をあてています。

報告書は、小さな子どもに対して行われる体罰行為は、世界のすべての地域の家庭内で広く行われ、時とて厳しい形態でも行われていること、辱めることやけなすこと、子どもたちにとって深刻なダメージを与えること、性的虐待の多くは子どもがよく知っている同じ家族内の人によって行われていること、文化的あるいは伝統的な慣習という名目の子どもたちの健康や福祉を損ねる行為も、多くの場合、その家族により行われていることを指摘しています。

たとえば、2002年、世界中で530000人の子どもが殺害されました

が、子どもの殺害件数は、低所得国で高所得国より2倍も多く発生しています。

先進21カ国の調査では、女性の最大36%、男性の最大29%が子どものころに性被害を受けましたが、これらのケース多くは「身内」の手によって行なわれた虐待でした。また、世界で、1億から1億4千万人の女性や女の子が女性器切除（FGM/C）を受け、サハラ以南のエジプト、スーダンでは、毎年約3百万人の女性と女の子が、女性器切除

（FGM/C）を受けています。

この報告書が重要な点は、これら家庭内における暴力を含め、学校での体罰、児童労働、子どもの性的搾取、拘置所での職員による刑罰などを「子どもに対する暴力」と定義づけ、社会全体が、ほかの暴力と同様に強く拒絶しなければならないとしていることです。かつて「暴力」としてみなされなかつたDVなども「女性に対する暴力」として世界的に認識されて以来、対策がとられ始めたように、この報告書によつて「子どもに対する暴力」が定義されたことにより、新たな行動が求められやすくなつたと言えるでしょう。

私は、「子どもに対する暴力」に取り組むにあたり、子どもの権利基盤型アプローチが大変有効だと考えています。子どもの権利基盤型アプローチとは、簡単に言うと、子どもを「権利保有者（rights-holder）」とみなし、子どもの権利を実現する責務を負っている人を「責務履行者（duty-bearer）」とみなし、その両者をエンパワー（能力強化）することです。たとえば、カンボジアでは、地域で子どもの人身売買やDVをな

# 子どもの権利に基づいた社会づくり ～子どもの声を尊重し「子どもに対する暴力」をなくす

くすために、子どもと地域住民のリーダーがトレーニングを受けてネットワークをつくり、子どもの権利や人身売買に関する意識啓発活動と情報交換を行っています。ブノンベンなどの都市では、バイクタクシーの運転手がトレーニングを受け、ストリートチルドレンをセックスツーリストから守るために、乗車拒否をするだけでなく警察などへの通報も行っています。（詳しくはヒューライツ大阪刊『アジア太平洋人権レビュー2008』の「子ども権利実現における人権基盤型アプローチの有効性～カンボジアの事例から～をお読みいただけたらと思います。）

そして、この「子どもの権利基盤型アプローチ」と「子ども参加」の必要性は、2004年に国連子どもの権利委員会が日本政府に対して行った第2回勧告（総括所見）の中でも指摘されています。しかし、日本政府がこの勧告にしたがつた政策を行ってきたとは言いがたい状況にあります。

私はその結果が、近年、若者や子どもによる暴力事件というかたちで現れています。私は秋葉原の事件が起きた日に一時帰国し、事件を起こした男性の生い立ちにニュースで触れる機会がありました。彼が子どものときに親からありのままの姿を受け入れられ、彼の声を十分聞いてもらえて自尊心を持つことができいたら、あんな事

件を起こさなかつたのではないかと思いました。

社会全体が子どもの声を聞き、子どもがそのままの姿を認め、子どもが力を発揮できるような活躍の場を与えるという意識をもつことがまず大事だと思いますが、子どもを権利主体として尊重することができない親に対しても、それができるように子どもの権利に関する啓発活動やトレーニングが必要ではないでしょうか。報告書「子どもに対する暴力」でも、家庭に対し非暴力的な形のしつけに焦点を当て、子どもの意見を尊重することの重要性を考慮に入れた、親教育プログラムの開発を勧告しています。また、子どもの権利を尊重できない家庭があれば、地域がその手助けをできるようになることが大切だと思います。地域にそれをする力がなければ、行政が地域住民の能力を教科する子どもの権利に関するトレーニングや啓発活動を行うことが必要でしょう。

「子どもに対する暴力」の報告書では、法に触れた子どもの施設における暴力にも焦点を当てています。私が注目したいのは、日本の司法制度の動きが、この報告書で出されている勧告や子ども権利条約、少年司法に関する国際基準の原則に明らかに逆行しているこ

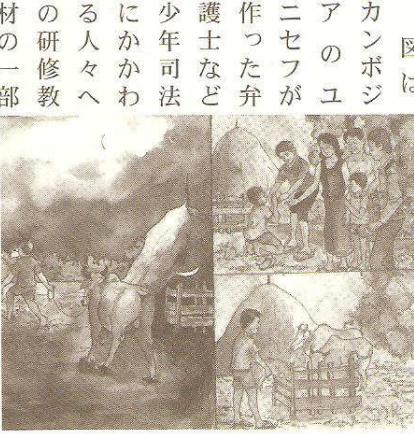
とです（注2）。件を起こさなかつたのではないかと思いました。

社会全体が子どもの声を聞き、子どもがそのままの姿を認め、子どもが力を発揮できるような活躍の場を与えるという意識をもつことがまず大事だと思いますが、子どもを権利主体として尊重することができない親に対しても、それができるように子どもの権利に関する啓発活動やトレーニングが必要ではないでしょうか。報告書「子どもに対する暴力」でも、家庭に対し非暴力的な形のしつけに焦点を当て、子どもの意見を尊重することの重要性を考慮に入れた、親教育プログラムの開発を勧告しています。また、子どもの権利を尊重できない家庭があれば、地域がその手助けをできるようになることが大切だと思います。地域にそれをする力がなければ、行政が地域住民の能力を教科する子どもの権利に関するトレーニングや啓発活動を行うことが必要でしょう。

「子どもに対する暴力」の報告書では、法に触れた子どもの施設における暴力にも焦点を当てています。私が注目したいのは、日本の司法制度の動きが、この報告書で出されている勧告や子ども権利条約、少年司法に関する国際基準の原則に明らかに逆行しているこ

とです（注2）。西鉄バスジャック事件被害者の山口由美子さんは、バスジャックをした少年をはじめ再統合のプログラムに對して資源を投資することを求めています。しかし、日本では少年法改正によつて厳罰化が進み、子どもの権利条約第37条の「身柄拘束は最後の解決手段として最も短い適当な期間にのみ用いるもの」という条文にも反しています。子どもたちは、こうした流れから日本社会が子どもの尊厳を軽視し、子どもを信用していないというメッセージを受け取つているのではないかと想ひます。子どもたちは、この通りのところで自分の尊厳を守るために理解されずに、ぎりぎりのところで他人に刃物を向ける人がいる」と発言されています（注3）。

これ以上、日本で若者や子どもによる暴力が起きるのを防ぐためにも、私たち一人一人が「子どもに対する暴力」に対して強くノー！と表明し、子どもたちがありのままの自分を認められて力を發揮できるようにサポートできる人づくりと制度が必要とされているのではないのでしょうか。



復帰という理想のかたちをよく示していると思います。はたして、日本では法に禁はその子どもが他者にとつて真の危険となると判断された場合に限るべき」と触れた子どもたちが尊厳をもつて罪を償い、希望を抱いて戻れる社会や仕組みとなつてゐるでしようか。

西鉄バスジャック事件被害者の山口由美子さんは、バスジャックをした少年を通して気づいたこととして、「いろんな人から心を傷つけられ、そのやり場のない気持ちをだれにも理解されずに、ぎりぎりのところで自分の尊厳を守るために刃物を向ける人がいる」と発言されています（注3）。

<sup>1</sup> 詳しくは日本ヨニセフ協会のHPと平野裕一さんHP [http://homepage2.nifty.com/childrights/international/vac\\_studyrec.htm](http://homepage2.nifty.com/childrights/international/vac_studyrec.htm) を参照。  
<sup>2</sup> いわば「子どもの権利委員会の勧告でも指摘されてしまう」。それは、改正少年法で刑事责任に関する最低年齢が16歳から14歳に引き下げられたこと、審判前の身柄拘束の期間が4週間から8週間に引上げられたこと、および成人として裁判を受けて拘禁刑を言い渡される少年が増えていること、少年が終身刑に付される可能性があることである。<sup>3</sup> アムネスティインターナショナルのHPより。 [http://homepage2.nifty.com/5fhai/message/message\\_yamaguchi.html](http://homepage2.nifty.com/5fhai/message/message_yamaguchi.html)